



SONY COMPUTER ENTERTAINMENT INC.

2001年8月2日

公正取引委員会の審決について

株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントは、1998年1月に公正取引委員会から受けた独占禁止法に基づく排除措置についての勧告に対し審判を求めておりましたが、本日審決の送達を受けました。

当社は、このたびの審決は審判の過程で尽くされた議論を反映し、当初の排除措置に対し当社の主張が勧告されたものと判断し、これを受け入れることといたしました。

「『プレイステーション』（P S）用ソフトの価格拘束」につきましては、既にP S用ソフトの価格は市場で自由に形成されていることは審決においても認定されておりますが、改めて販売価格は販売店様が自由に設定するものである旨、お客様と販売店様への周知を徹底してまいります。

また、「P S用ソフトの卸売販売の制限」につきましては、お客様の実需に基づいた商品の生産を実現するために契約条件としておりました。しかしながら、今日では商品の需要に基づいた発注・生産は販売店様やソフトメーカーの皆様の間でもごく一般的なものとなっており、契約の条件とする意義はなくなったと判断しております。当社としては公正取引委員会の考え方を尊重し、既に会社方針として契約書からP Sハードおよびソフトの卸売販売の制限条件について削除を決定しており、今回の審決にしたがってお客様および販売店様への周知を徹底してまいります。

「P S用ソフトの中古品の取扱いの制限」につきましては、当社の主張が勧告され、今回の審決の主文から除かれたものと考えております。

以 上